

○日野市いじめ防止対策推進条例策定検討委員会設置要綱

令和6年10月1日

(設置)

第1条 この要綱は、いじめ防止対策推進法(平成25年法律第71号)第6条並びに第12条の規定に基づき、日野市におけるいじめ防止対策推進等のための条例及び基本的な方針等を策定並びに見直しするため、日野市いじめ防止対策推進条例策定検討委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 日野市いじめ防止対策推進条例の策定に関すること。
- (2) 日野市いじめ防止基本方針の見直し、並びに必要な措置に関すること。

(構成)

第3条 委員会は、別表に掲げる者をもって構成する。

(任期)

第4条 委員の任期は、委員会が設置された日からいじめ防止対策推進条例が制定された日までとする。ただし、任期中に委員が交代するときは、後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長各1人を置き、委員長は互選により定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員の中から委員長が指名する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が招集し、委員長が会議の議長となる。

2 委員長が必要と認めたときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(報告)

第7条 委員会は、検討の途中経過及び結果を教育委員会に報告する。

(謝礼)

第8条 委員が会議に出席したときは、謝金として別に定めた額を支払う。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、教育委員会教育指導課において処理する。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

付則

この要綱は、令和6年10月1日から施行する。

別表(第3条関係)

学識経験者	2名
弁護士	1名
日野警察署の代表者	1名

東京都八王子児童相談所の代表者	1名
日野市人権擁護委員の代表者	1名
日野市民生・児童委員協議会の代表者	1名
日野市主任児童委員の代表者	
日野市地区青少年育成連合会の代表者	1名
日野市青少年委員の代表者	
日野市立小学校長の代表者	1名
日野市立中学校長の代表者	1名
日野市立中学校副校長の代表者	1名
日野市立児童館長の代表者	1名
行政部門 教育部長 子ども部長 健康福祉部長 教育指導担当参事 教育部発達・教育支援課長 子ども部発達・教育支援課長 子ども家庭支援センター長 子育て課長	7名
合計	19名